

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業）交付規程

（目的）

第1条 この交付規程は、石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業）交付要綱（20250218第16号。以下「要綱」という。）第24条第1項に基づき、化石燃料等供給体制の強靱化支援事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費に対してエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が交付する助成金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等（以下「補助金交付業務」という。）の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 コンソーシアムは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、要綱及び本交付規程に基づき、補助金交付業務を行う。

2 コンソーシアムは、間接補助事業の目的を達成するために、関係機関との緊密な連携のもとに、補助金交付業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

（交付の目的）

第3条 本補助金は、地域への化石燃料安定供給上重要な油槽所等における大雨・高潮対策（化石燃料等供給体制の強靱化支援事業）に要する経費を補助することにより、足下の石油の安定供給を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者とする。

- ①石油を精製し供給する事業者（以下「石油会社」という。）、またはその親会社の出資会社で油槽所の運営（石油会社が所有権を持つ石油製品（LPGを除く）の保管、受払作業、油槽所管理）を行う者
- ②石油会社との賃貸借契約、保管・受払業務委託契約等により石油会社が所有権を持つ石油製

品（L P Gを除く）を取り扱う設備を有する者

③以下の条件のいずれも満たす、石油製品（L P Gを除く）の供給事業を営む者（上記①、②に該当する者を除く

- a. 災害対策基本法上の指定公共機関に指定されていること
- b. B C P（事業継続計画）策定済みであること

2 補助対象事業所は、次の通りとする。

（１）油槽所等

3 補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とする。

- （１）日本に拠点を有していること。
- （２）事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- （３）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （４）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

（交付の対象及び補助率）

第5条 コンソーシアムは、間接補助事業を行うもの（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてコンソーシアムが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費は、大雨・高潮等を想定した製油所等・油槽所等における強靱性評価、入出荷関係設備の大雨・高潮等対策等、石油供給設備の強靱化を図るための工事等に要する経費とする。ただし、関係法令の技術基準等で求められている水準がある対象設備については、その水準を超えた工事費用のみを本補助金交付の対象とする。

3 補助率は2／3以内とする。

（補助対象の範囲）

第6条 前条第2項に係る設備の範囲は、緊急時においても製油所等・油槽所等が石油を持続的に安定供給しうる体制の整備をするために必要な以下に掲げる設備等とする。

- （1） 入出荷設備等及びその付帯設備
- （2） 排水処理設備及びその付帯設備
- （3） 海岸保全施設
- （4） その他上記（1）～（3）に準ずるものとして、コンソーシアムが認める設備等

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、間接補助事業を行う前までに、様式第1による補助金交付申請書にコンソーシアムが定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、コンソーシアムに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付申請の具体的な手続き及び期間等については、コンソーシアムが別に定めるところによる。

(補助金の交付決定)

第8条 コンソーシアムは、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。

2 コンソーシアムは、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 コンソーシアムは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にコンソーシアムに書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の実施)

第10条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく通知をコンソーシアムから受けた後、間接補助事業を開始するものとする。

2 間接補助事業者は、間接補助事業を開始した日の属する会計年度の3月15日までに間接

補助事業を完了しなければならない。ただし、第14条の規定に基づくコンソーシアムの指示を受けた場合は、その指示された日までとする。

(計画変更の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第4による変更承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 コンソーシアムは、前項の規定に基づき間接補助事業者から変更承認申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、変更を承認するときは、間接補助事業者に通知するものとする。その際、コンソーシアムは必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、コンソーシアムに届け出なければならない。

3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、コンソーシアムの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 コンソーシアムは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者はコンソーシアムから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をコンソーシアムの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 コンソーシアムが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がコンソーシアムに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、コンソーシアムは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がコンソーシアムに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) コンソーシアムは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) コンソーシアムは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けたものは異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、コンソーシアムが行う弁済の効力は、コンソーシアムが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業の実施状況及び支出状況についてコンソーシアムの要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内に様式第7による実績報告書を、コンソーシアムに提出しなければならない。ただし、提出の最終期限は、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の3月15日までとする。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間中に会計年度が終了したときは、翌会計年度の4月10日までに様式第8による年度末実績報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、コンソーシアムは期限について猶予することができる。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 コンソーシアムは、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条第1項に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するものとする。

2 コンソーシアムは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、間接補助事業者は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をコンソーシアムに納付しなければならない。

4 コンソーシアムは、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による補助金精算（概算）払請求書をコンソーシアムに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかにコンソーシアムに報告しなければならない。

2 コンソーシアムは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 コンソーシアムは、第11条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 間接補助事業者が、本業務方法書又は本業務方法書に基づくコンソーシアムの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 コンソーシアムは、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 コンソーシアムは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第21条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第 1 1 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 1 6 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 1 2 による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 コンソーシアムは、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をコンソーシアムに納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 2 2 条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはならない。
- 2 前項の規定による財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 5 3 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 3 6 0 号）の別表一を準用する。
 - 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 1 3 による財産処分承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を得なければならない。
 - 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第 2 3 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第 2 4 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

第25条 間接補助事業者は、間接補助事業に関連して支出された経費の支出状況等についての経理を、他の経理と明確に区分した上、帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証拠書類を間接補助事業の完了（間接補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の終了後5年間、コンソーシアムの要求があったときはいつでもその閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(コンソーシアムによる調査等)

第26条 コンソーシアムは、補助金業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において、間接補助事業者に対して、所要の調査等を行うことができる。

附 則（令和7年6月2日制定）

この交付規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和7年6月2日）から施行し、令和7年度予算に係る間接補助事業から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1)

補助金交付申請書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

申請者（連名の場合は代表法人） の法人番号（13桁）	
事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -
事業開始予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日
間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助率	2 / 3
補助金交付申請額	- 円

（注）申請者は、事業計画書（様式第2）、定款、登記簿謄本（抄本）、最近期の営業報告書、役員名簿、実施体制図等の資料を添付して下さい。

別添

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

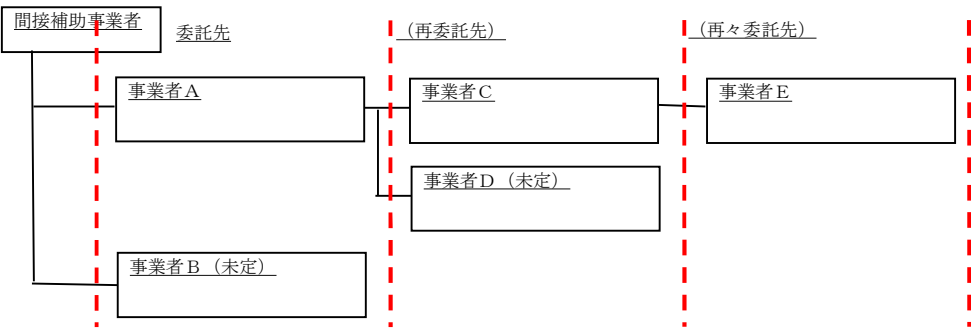
- ・氏名カナ欄：半角カナ文字、姓と名の間を半角 1 マス空け
- ・氏名（漢字）欄：全角文字、姓と名の間を全角 1 マス空け
- ・生年月日：半角英大文字、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は和暦 2 桁半角
- ・性別：半角英大文字、男性はM、女性はF
- ・外国人名は、氏名（カナ）欄はカナ読みを半角カナ文字、姓と名の間を半角で 1 マス空け、氏名漢字欄にはアルファベット、半角英文字

別添 2

実施体制図

実施体制（税込み 1 0 0 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者 A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者 B 未定	外注先	〃	〃	〃
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃
事業者 D 未定（再委託先）	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃
E（再々委託先）	再々委託先（事業者 C の委託先）	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

事業計画書

1. 事業所名及び間接補助事業の名称

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -

2. 事業計画の内容

	補助対象経費の区分	金 額
間接補助事業に要する経費	入出荷設備等及びその付帯設備	円
	排水処理設備及びその付帯設備	円
	海岸保全施設	円
	その他上記に準ずるもの	円
	強靱性評価等	円
	合 計	円
補助対象経費	入出荷設備等及びその付帯設備	円
	排水処理設備及びその付帯設備	円
	海岸保全施設	円
	その他上記に準ずるもの	円
	強靱性評価等	円
	合 計	円

3. 補助対象経費内訳

別紙1のとおり

4. 資金調達計画

別紙2のとおり

5. 事業概要

審査委員会向け事業概要説明資料のとおり

(別紙1)

管理番号：

- -

補助対象経費内訳表

(単位：円)

契約会社名	契約件名	発注予定金額	うち、 補助対象経費	発注予定日	検収予定日	備 考
合 計		-	-			

※ 発注予定金額と補助対象経費が異なる場合、備考欄に補助対象外とした内容を記入して下さい

※ 金額の最下段には合計額を記入して下さい

(注) 工事会社の選定理由書若しくは相見積書（選定会社以外に2社以上）及び見積書等を別添して下さい

選定会社の見積書は明細を含む全ページ、選定会社以外は見積総額に社名と捺印のあるページのみとして下さい

(別紙2)

資金調達計画

間接補助事業の名称：

管理番号 ： - -

間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	- 円
自己資金	- 円
他の補助金及び利子補給金等	- 円
備考	

(注) 他の補助金及び利子補給金等との関係がある場合は、必ず記載して下さい

令和 年 月 日

殿

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム
代表

令和 年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））

交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました令和 年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））については、石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程（以下「交付規程」という）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付申請書のとおりとします。

間接補助事業の名称：

管理番号： - -

2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。

間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3. 実際に支払う補助金の額は、実績報告書に基づき確定した補助金の額とします。
4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

6. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- （1）交付規程第20条第1項の規定による交付決定の取消し、第20条第2項の規定による補助金等の返還又は第20条第3項の規定による加算金の納付
- （2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- （4）経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- （5）間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

変更承認申請書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

間接補助事業者 住 所

名 称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名		
間接補助事業の名称		
管理番号	- -	
(変更の内容)		
(変更事由)		
(変更が補助事業に及ぼす影響)		
(変更前後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額の対比)		
	変更後	変更後
間接補助事業に要する経費		
補助対象経費		
補助金の額		
(算出根拠)		

事故報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

間接補助事業者 住 所

名 称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第14条の規定に基づき、補助事業の事故について、下記のとおり報告します。

記

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -
1. 事故の理由及び内容	
2. 事故に係る金額	
3. 事故が事業計画に及ぼす影響	
4. 事故に対してとった措置	
5. 事業の遂行及び完了の予定	

(別紙3)

- -

補助対象経費実績内訳表

契約会社名	契約件名	発注金額 (円)	うち、 補助対象経費	発注日	検収日	支払完了日	備考
合 計		-	-				

(注) 工事請負書、領収書を添付して下さい。

状 況 報 告 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

間接補助事業者 住 所

名 称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業所名・間接補助事業の名称

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	

2. 補助事業の遂行状況

--

3. 補助対象経費に係る支出概要

	交 付 決 定 額	実 績 額
間 接 補 助 事 業 に 要 す る 経 費	円	円
補 助 対 象 経 費	円	円
補 助 金 の 額	円	円

- (注) 1. (別紙 3) 補助対象経費実績内訳表を添付して下さい。
2. (別紙 4) 補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい。

(別紙4)

資金調達実績表

間接補助事業の名称：

管理番号 ： - -

間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	- 円
自己資金	- 円
他の補助金及び利子補給金等	- 円
備考	

(注) 他の補助金及び利子補給金等との関係がある場合は、必ず記載して下さい

実績報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

間接補助事業者 住 所
名 称
代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業所名・間接補助事業の名称

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -
事業完了日	令和 年 月 日
補助金交付決定日	令和 年 月 日

2. 補助対象経費に係る支出実績

補助対象経費の区分		交付決定額	実績額
間接補助事業に要する経費	入出荷設備等及びその付帯設備	円	円
	排水処理設備及びその付帯設備	円	円
	海岸保全施設	円	円
	その他上記に準ずるもの	円	円
	強靱化評価等	円	円
合 計		円	円
補助対象経費	入出荷設備等及びその付帯設備	円	円
	排水処理設備及びその付帯設備	円	円
	海岸保全施設	円	円
	その他上記に準ずるもの	円	円
	強靱化評価等	円	円
合 計		円	円
補 助 金 の 額		交付決定額	実績額
		- 円	円

- (注) 1. (別紙3) 補助対象経費実績内訳表を添付して下さい
2. (別紙4) 補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい
3. 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な(別添2)実施体制図を添付して下さい

年度末実績報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表

殿

間接補助事業者 住 所

名 称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -

2. 補助対象経費に係る支出実績

	交 付 決 定 額	実 績 額
間 接 補 助 事 業 に 要 す る 経 費	円	円
補 助 対 象 経 費	円	円
補 助 金 の 額	円	円

- (注) 1. 補助対象経費実績内訳表（別紙3）を添付して下さい。
2. 補助対象経費の資金調達実績表（別紙4）を添付して下さい。
3. 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な（別添2）実施体制図を添付して下さい

補助金精算(概算)払請求書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

間接補助事業者 住 所
名 称
代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

事業所名		
間接補助事業の名称		
管理番号	- -	
精算(概算)払請求額		円
算出根拠(概算払いのみ)		
概算払を必要とする理由 (概算払のみ)		
補助金振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金の種別	
	口座番号	
	預金の名義	

(注) 請求金額の算出内訳(概算払のみ)を添付して下さい。

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

間接補助事業者 住 所
名 称
代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(事業所名)	
(間接補助事業の名称)	

1. 補助金額（交付規程第 17 条第 1 項による額の確定額）

金 円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）

金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付して下さい

(様式第 1 1)

取得財産等管理台帳

取得財産 番号	区分	財産名	規格	単価 (円)	数量	金額 (円)	取得 年月日	処分制限期間 (年)	保管場所	補助率	備考
						-					

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする
 2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、
(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
 5. 処分制限期間は、本交付規程第 2 2 条第 2 項に定める期間を記載すること。

(様式第 1 2)

取得財産等明細表(令和 年度)

取得財産 番号	区分	財産名	規格	単価	数量	金額	取得 年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
						-					

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする
 2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
 5. 処分制限期間は、本交付規程第 2 2 条第 2 項に定める期間を記載すること。

財産処分承認申請書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム
代表 殿

間接補助事業者 住 所
名 称
代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分の内容

（事業所名）		
（間接補助事業の名称）		
（処分の内容）	別紙5のとおり	
（処分の相手方）	住所	
	氏名又は名称	
	使用の場所	
	使用の目的等	

(別紙5)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	処分予定日	備考

(注)

1. 処分の方法としては売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。
3. 有償・無償の別を備考に記載すること。